

世帯所得の判定に用いる市町村民税額等の見方

副食費の補助対象者の条件として、「年収360万円未満相当世帯（市町村民税所得割額が77,100円未満）であること」という条件がございます。補助対象者であるかを判断するためには、税額決定通知書に記載されている所得割額を用いますが、その見方は以下の通りとなりますので、申請の際にご参考にしていただきますようお願いいたします。

控除対象ではない税額控除

- ・ 寄付金税額控除
- ・ 配当割
- ・ 株式譲渡所得割額控除
- ・ 外国税額控除
- ・ 配当控除
- ・ 住宅借入金等特別税額控除

税額決定通知書の見方

世帯所得の判定に用いる市町村民税額

市町村民税額の決定において、税額控除で控除対象でないものが含まれるため、④として示されている「税額控除前所得割額」を判断に用いる市町村民税所得割額としてください。ご夫婦で課税されている場合、ご夫婦の「税額控除前所得割額」を合算してください。なお、この金額から税額控除として1,500円以上の調整控除額などが控除されますが、概ね「税額控除前所得割額」に基づき判断は可能です（扶養人数や収入等により調整控除額は変動します）。

税額算定の基礎となる金額(A-B)

令和元年度給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	5,436,629	主たる給与以外の合算所得区分 営業 農 業 不 利 配 給 譲 渡 雑 ・ 時
	給与所得	3,808,800	
	その他の所得計	0	

所得金額の総合計額 (A) → 総所得金額① 3,808,800

課税標準	総所得③	2,171,000
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等 先物取引	

所得控除	雑損	0	障・寡・勤	0
	医療費	11,530	配偶者	330,000
	社会保険料	543,663	配偶者特別	0
	小規模企業共済	0	扶養基礎	330,000
	生命保険料	70,000	所得控除合計②	1,637,193*
地震保険料	22,000			

所得控除の総合計額 (B)

控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、本人該当区分の該当欄に*または人数を表示

税額	税額控除前所得割額④	130,260		
	税額控除額⑤	66,760		
	所得割額⑥	63,500		
	均等割額⑦	3,500		納付額
	税額控除前所得割額④	86,840	6月分	
	税額控除額⑤	44,490	7月分	
	所得割額⑥	42,300	8月分	
	均等割額⑦	1,500	9月分	
	特別徴収税額⑧	110,800	10月分	
	控除不足額⑨	0	11月分	
	既充当額⑩	0	12月分	
	既納付額⑪	0	1月分	
差引納付額⑧-⑩-⑨-⑪	110,800	2月分		
変更前税額⑫	-	3月分		
増減額⑧-⑫	-	4月分		
変更月		5月分		